

第 5 期

(令和 8 年度～令和 1 7 年度)

函館競輪開催業務等

包括委託事業者募集要項



函館市競輪事業部事業課

函館競輪開催業務等包括委託事業者募集要項

[募集要項]

I 基本事項

1 趣旨・目的	1
2 委託業務の基本的な考え方	1
3 委託期間	2
4 業務の実施場所	2
5 募集等のスケジュール	2

II 包括委託業務

1 委託業務内容	2
2 受託にあたっての留意事項	3

III 募集手続

1 応募資格	5
2 応募方法	6
3 提案にあたっての基本的事項	9
4 提案内容	9
5 その他	11

IV 事業者の選定

1 事業者の選定方法	11
2 契約の締結	11

[審査方法および評価基準について]	12
-------------------	----

[各種様式]	14
--------	----

[委託業務仕様書]	26
-----------	----

函館競輪開催業務等包括委託事業者募集要項

I 基本事項

1 趣旨・目的

函館競輪場は、昭和25年、全国47番目の競輪場として開設し、北海道唯一の競輪場として、公益の増進はもとより、地方財政や地域経済へ貢献してきたところである。

これまで、全国初のナイター競輪の実施、競輪場施設全面リニューアル、数度の特別競輪の開催、包括委託の実施など、業界に先駆け、様々な施策に取り組むとともに、各種イベントやファンサービス、施設の市民開放などを通じ、総合レジャー施設として市民にも親しまれてきた。

一方、函館競輪場の経営状況については、施設全面改修の起債償還等により、累積赤字を抱える厳しい時期もあったが、近年は、起債償還が終了したこと、また、全国的に車券売上が増加していること、さらには、当场でもミッドナイト競輪を開始したことなどを背景に経営改善がなされ、平成30年度からは一般会計への繰出を再開したところである。

函館市では、平成20年度より民間事業者に競輪開催業務等を包括委託し（第1期：平成20年度～22年度、第2期：平成23年度～27年度、第3期：平成28年度～令和2年度、第4期：令和3年度～令和7年度）、これまで業務委託の範囲や契約形態の変遷を経ながら、業務運営の効率化や集客・ファンサービスの向上に努め、第4期の期間中においては収益保証も行われずに収益の確保ができた状況である。第5期においてはますますの売上増加を目指し積極的な事業展開を行いつつ安定的な運営を図ることを目的とする。

こうした事業環境を踏まえ、安定した収益確保と競輪事業の活性化を図り、将来にわたり函館競輪場を継続していくため、また、競輪ファンや市民に愛される函館競輪場の魅力と価値を一層高めるため、民間事業者の能力・ノウハウを最大限に活かした、意欲的かつ独創的な提案を広く募集するため公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定するものである。

2 委託業務の基本的な考え方

包括委託は、民間事業者のノウハウを積極的に活用し、より効率的な事業運営とファンサービスの向上、競輪事業の活性化等を図るものであり、業務にあたっては、下記の基本的な考え方に立ち、業務を実施するものとする。

- (1) 公正・安全かつ円滑な業務の運営
- (2) 来場者の促進・車券売上およびファンサービスの向上

- (3) 効率的な運営によるトータルコストの削減
- (4) 市民に親しまれる競輪場の確立
- (5) 安定的な競輪事業の確立および当市財政への貢献
- (6) 地域における安定的な雇用の維持・確保

3 委託期間

収益向上を目的とした安定的な特別競輪の誘致を行うためには、受託事業者との長期的な連携やノウハウの蓄積が必要であるため、委託期間は10年間とする。

令和8年4月1日～令和18年3月31日（10年間）

4 業務の実施場所

市営函館競輪場 函館市金堀町10番8号

5 募集等のスケジュール

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 募集要項の配布開始 | 令和7年7月1日（火） |
| (2) 参加申請書の提出 | 令和7年7月1日（火）～7月25日（金） |
| (3) 現地説明会 | 令和7年7月11日（金） |
| (4) 質問受付期間 | 令和7年7月14日（月）～7月18日（金） |
| (5) 参加資格通知 | 令和7年8月上旬 |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和7年8月12日（火）～9月5日（金） |
| (7) 選定審査 | 令和7年10月上旬 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年10月中旬 |
| (9) 受託候補者との協議・調整 | 令和7年10月～11月 |
| (10) 契約の締結 | 令和8年1月中旬（予定） |

II 包括委託業務

1 委託業務内容

委託する範囲は、競輪開催に関する業務全般（自転車競技法施行規則第4条に基づく競技関係事務を除く。）であり、主な業務内容は、下記のとおりである。

- (1) 投票関係業務
- (2) 場内関係業務
- (3) ファンサービス関係業務
- (4) 映像放送関係業務
- (5) 賞典業務

- (6) 選手管理棟関係業務
- (7) 広報宣伝関係業務
- (8) 開催総務関係業務
- (9) 施設管理関係業務
- (10) 施行者業務事務支援
- (11) 自転車競技振興業務
- (12) 開催誘致支援業務

なお、委託を実施する範囲および各業務の詳細については、26頁から32頁に記載の業務仕様書および参加申込時に配布する基礎資料に掲載するので、参照のうえ、企画提案書を作成すること。

また、本業務委託に係り、別添1「包括業務委託に係る持込み運営機材特記仕様書」による機器を持込み、業務を行うものとする。

2 受託にあたっての留意事項

- (1) 競輪開催業務を円滑・確実に実施するため、常設の事務局等運営組織を設置しなければならない。
- (2) 受託事務を執行するために必要な場合は、市の事務所等施設、設備等を提供する予定である。
- (3) 市は、関係機関、業者等との調整・交渉等含め、受託事業者と協働して競輪開催の実施にあたるものとする。
- (4) 委託業務に関しては、全て受託事業者が処理するものとする。ただし、不測の事態が生じた場合には、適宜、市と協議しながら、業務を遂行する。
- (5) 本募集要項、委託業務仕様書等に記載の無い事項に関して、競輪開催運営や施設管理上必要と認められるものについては市と協議のうえ、実施するものとする。
- (6) 本契約について、市は必要があるときは受託事業者に対して事前に通知を行うことにより年度途中においても契約を解除することがある。この場合において受託事業者は損害が発生したとき、その損害を市に請求することができる。
- (7) 受託事業者の都合により、契約解除または契約不履行が生じた場合は、市が損害を受けることがないように、受託事業者が賠償の責を負うものとする。
- (8) 契約締結後、業務を円滑に進めるために事前準備を行い、事前準備に関する経費については、全て受託事業者が負担しなければならない。
- (9) 暴力団関係者、自転車競技法等に違反し刑に処せられた者およびこれらの者が関与する法人等、委託の相手方として不適切と認められる者は、委託相手方から除外する。契約後においても、これら不適切と判断される事情が生じた場合は、直ちに契約を解除できるものとする。また、これらの条件については、再委託の相手方についても同様とする。なお、この場合において受託事業者に

損害が発生したとしても、その損害を市に請求することはできない。

- (10) 契約締結後5年を経過した後、急激な物価の高騰、賃金水準の上昇または法令・制度の改正等やむを得ない事由により、契約時の委託料率では業務の遂行が困難と認められる場合は、市と受託事業者との協議により、委託料の算定に用いる委託料率の見直しを行うことができるものとする。
- (11) 持込み運営機材の導入にあたり、不要な機材を撤去し、廃棄物として適正な処分を行うとともに、撤去後、開催に支障のないようにし、処分した結果を市に報告しなければならない。また、その際に発生した費用についても受託事業者が負担するものとする。
- (12) 導入する持込み運営機材のうち、別添1「包括業務委託に係る持込み運営機材特記仕様書」に記載しているものについては、競輪開催に支障のない限り、受託事業者が所有する機器を流用してもかまわないものとするが、故障や保守点検の際に不具合を発見した場合は速やかに施行者に報告し新たな機器に入れ替えることとする。
- (13) 業務に従事する従事員は、受託事業者が雇用し、その労働条件は、法令遵守し現行水準を下回らないものとしなければならない。
- (14) 再委託について、委託業務の処理を一括して他に委託し、または請け負わせてはならないものとする。また、委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、できる限り市内業者を優先し、市の承認を受けなければならない。なお、再委託先に対する責任、指揮監督権は受託事業者が負うものとする。
- (15) 競輪開催にあたり、不測の事態が生じたときおよび第三者に損害を与えたときに、その損害を賠償するための保険加入など、危機管理に必要な措置を講じなければならない。
- (16) 開催業務を実施する場合には、1開催毎に事前に開催計画書を出すとともに、実施後速やかに業務報告書を提出しなければならない。
- (17) 競輪開催に必要な開催資金については、原則として受託事業者が用意するものとする。
- (18) 令和7年度分の時効までの払戻業務については、令和7年度までの包括受託事業者から引継ぎ、責任を持って業務を実施しなければならない。
- (19) 受託事業者は、毎年度事業完了後、事業報告書を作成し、業務仕様書、事業計画書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い市に提出すること。また、市は業務の実施を確認するため、実地調査し、または必要な指示をすることができる。
- (20) 受託期間中に特別競輪等の開催が決定した場合、委託業務の範囲、委託料については、市と受託事業者が別途協議し、決定する。
- (21) 委託業務を執行するにあたり、関係法規を遵守し、知り得た個人情報、その他の情報についてみだりに他に漏らし、委託業務を行う目的以外に使用しては

ならない。

- (22) その他、予定外の事項が生じた場合には、その都度市と受託事業者で協議を行うものとする。

III 募集手続

1 応募資格

(1) 応募資格について

- ① 応募の資格を有する者は、本業務の受託に十分な能力があると見込まれる事業者であり、競輪事業の趣旨を十分理解し、より効果的・効率的に業務を達成することができる法人その他団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 函館競輪場または他の競輪場で、函館競輪開催業務等包括委託に類似した業務の実績を有すること。
- ③ 複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による応募の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、応募後、代表団体および構成団体のいずれかが、上記①および②の要件を満たしていること。
- ④ また、業務を受託した場合は、各構成団体は函館競輪開催業務等包括委託の遂行およびこれに伴うグループが負担する債務の履行に関しては、連帯して責任を負うこととなる。
- ⑤ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で応募することはできない。

(2) 応募できない団体について

企画提案に参加する団体（グループ応募の場合は、構成団体を含む。）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ② 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④ 自転車競技法施行規則（平成 14 年 9 月 13 日経済産業省令第 97 号）第 3 条第 2 項に該当しない団体であること。
- ⑤ 函館市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所または事業所を有するものにあつては、主たる事務所または事業所の所在地の市町村税）、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。

- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定，民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない団体であること。

2 応募方法

(1) 募集要項等の配布

配布場所：函館市競輪事業部

配布期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 7 月 25 日（金）

（土曜日，日曜日および祝日を除く。）

各日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

配布部数：1 事業者に 1 部配布する。

その他：募集要項は，函館市ホームページでダウンロードできる。

(2) 公募期間

参加申請期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 7 月 25 日（金）

提案受付期間：令和 7 年 8 月 12 日（火）～ 9 月 5 日（金）

（土曜日，日曜日および祝日を除く。）

(3) 現地説明会の実施

応募予定者に対して，現地説明会を実施する。

日 時：令和 7 年 7 月 11 日（金） 13 時 30 分～

場 所：函館競輪場 ロイヤル室

その他：現地説明会への参加希望者は，事前に次の連絡先に連絡すること。

（連絡先）

函館市競輪事業部事業課 久保澤・糸数

〒042-0944 函館市金堀町 10 番 8 号

TEL 0138-51-3121 FAX 0138-56-8259

E-mail keiri@city.hakodate.hokkaido.jp

(4) 参加申込

① 参加申請書類の提出について

プロポーザルに参加する者は，下記のとおり参加申請書等を提出すること。

なお，期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は，このプロポーザルに参加することが

できない。

ア 提出期間

令和7年7月1日(火)～7月25日(水)

(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

各日午前8時45分～午後5時30分

イ 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申請書(様式1)
- (イ) 誓約書(様式2)
- (ウ) 事業者情報カード(様式3)
- (エ) グループ応募構成届出書(様式4)
- (オ) 函館競輪開催業務等包括委託業務に係るグループ協定書(様式5)
- (カ) 委任状(様式6) [本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]
- (キ) 団体に関する書類(グループによる応募の場合、各構成団体分も以下の書類を用意し代表者が集約した上で提出すること。)
 - A) 団体の概要を記載した書類
 - B) 法人の定款、または登記事項証明書(参加申込日前3ヶ月以内に取得したもの)その他これらに準ずる書類
 - C) 直近の財務諸表(貸借対照表および損益計算書)
 - D) 法人の場合または法人と同様の納税義務を負う団体の場合、函館市市税(同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所または事業所を有するものにあつては主たる事務所または事業所の所在地の市町村税)の完納証明書、法人税ならびに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - E) 上記D)以外の団体の場合、代表者の函館市市税(同市税が課税されていない者で市外に住所を有する者にあつては、その住所の市町村税)の完納証明書、申告所得税ならびに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - F) 法人以外の団体の場合、役員名簿
 - G) 直近の人員表
各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト:8時間で1人に換算すること。)

ウ 提出方法

競輪事業部事業課へ持参または郵送により提出すること。

※郵送の場合、提出期限までに必着とする。

提出先は函館市長宛とすること。

(提出書類に不備がある場合は、受け付けない。)

函館市競輪事業部事業課 久保澤・糸数
〒042-0944 函館市金堀町10番8号
TEL 0138-51-3121 FAX 0138-56-8259

(5) 企画提案に関する質問事項について

ア 質問期間

令和7年7月14日(月)～7月18日(金)

(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

各日午前8時45分～午後5時30分

電話や口頭での質問は不可とし、質問書(様式7)により、1問につき質問書1枚を使用すること。

質問は概ね7日以内に回答するものとし、回答は参加申込者全員に電子メール(またはFAX)で送信しHPで公表するものとする。

(6) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

函館競輪開催業務等包括委託業務 企画提案書
提案については、参加申請書を提出した者に限る。

イ 提出先

函館市競輪事業部事業課
〒042-0944 函館市金堀町10番8号
TEL 0138-51-3121 FAX 0138-56-8259

ウ 提出方法

競輪事業部事業課へ持参または郵送により提出すること。

※郵送の場合、提出期限までに必着とする。

令和7年8月12日(火)～9月5日(金)

各日午前8時45分～午後5時30分

提出部数 正本1部、副本10部

※副本のうち5部(本プロポーザル審査委員会委員審査用)は、
企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

(7) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例(平成13年3月28日条例第7号)の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

3 提案にあたっての基本的事項

- (1) 企画提案書作成の基礎資料については、参加申請書提出時に配布する。
- (2) 参加申請書提出後に辞退する場合、別途プロポーザル参加辞退届（様式8）を速やかに提出すること。なお、この場合には、市が提供した基礎資料も併せて返却すること。
- (3) 提案を行うにあたっては、参加申込時に配布を予定している基礎資料を参考に、安全かつ円滑な競輪開催が行われるよう十分に配慮し、業務改善やファンサービス等について具体的に提案すること。なお、市が提示する資料は、原則として企画提案書作成に携わる者以外の者が容易に閲覧できないよう配慮するとともに、情報漏えいが生じないよう厳重に管理すること。
- (4) 提案書はA4判（A3判折込可）とし、様式、字体などの規定は設けないが、使用する言語は日本語とし、通貨の単位は千円とすること。また、プレゼンテーションの際は、プロジェクターを使用するなど、提案の内容を審査委員にわかりやすく説明すること。なお、提案された企画提案書等は返却しない。
- (5) 現地説明会への参加やプレゼンテーションへの参加経費を含む企画提案に要する経費は、全て提案事業者が負担すること。
- (6) 提案については、1団体につき、一つの提案しか行うことができないものとし、受付後の変更については、原則認めない。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標登録権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、情報資産（プログラムを含む各種ソフトウェア等）、電子機器類等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。
- (8) 応募に係る書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

4 提案内容

業務委託にあたっての総合的な考え方等を記載のうえ、下記計画書の項目ごとに具体的に企画提案すること。

(1) 競輪運営計画書

- ア 運営組織・執行体制
- イ 業務実施方針
- ウ 業務効率化方策
- エ ファンサービス向上方策
- オ 集客・売上振興方策
- カ 危機管理体制
- キ 個人情報保護

以上項目の提案のほか、2頁に記載の「Ⅱ包括委託業務・1委託業務内容」

ごとに業務遂行方法および持込み運営機材導入計画（機器仕様・配置等）を提案すること。

また、現在、メインスタンド2階食堂スペースが空きスペースとなっていることから、集客・ファンサービス向上を目的に有効活用する方策があれば提案すること。なお、当該スペースの貸付料については、活用方法により別途協議とする。

(2) 受託希望積算書について

委託料の算定にあたっては、次の2項目に積算根拠を添付し、提案すること。

なお、物価や賃金水準の変動による委託業務への影響がないよう、それらを考慮したうえ、積算すること。

① 本場開催

本場開催においては、委託料は売上に対する定率での提案とし、車券売上額（Dokant!およびKドリームス共同重勝式発売（K5）除く。）の3.90%以内（消費税および地方消費税抜き）とする。

ただし、特別競輪（GⅡ等）の開催に関する委託料は別途協議する。

② 場外開催

場外開催については、主催施行者との契約となるが、函館本場の場外車券売上に対する定率での提案とし、市の収入および受託事業者の収入の率を提案すること。なお、上限率は、下記のとおりとする。

・GⅠ・GP・全プロ	14.30%（消費税および地方消費税込み）
・GⅡ	14.30%（消費税および地方消費税込み）
・GⅢ	15.40%（消費税および地方消費税込み）
・GⅢN	16.50%（消費税および地方消費税込み）
・FⅠ・FⅡ	17.60%（消費税および地方消費税込み）

(3) 収益保証額について

包括委託期間各年度における当市に対する収益保証額について提案すること。

なお、収益保証額は、各年度、下記により算定した市の収益が、当該提案された収益保証額に満たなかった場合、その不足額を補填するものである。

[各年度の市の収益の算定]

市の収益＝歳入決算見込額－歳出決算見込額

※(歳入決算見込額から除く項目)

前年度繰越金，寄附金，一般会計繰入金，
基金繰入金，その他甲乙協議により定めたもの

※(歳出決算見込額から除く項目)

一般会計繰出金，繰上充用金，基金積立金，

競走路改修費(ウォークトップ舗装工事)を除く施設改修費,
その他甲乙協議により定めたもの

5 その他

提案者につき、次に該当する行為があった場合は、その提案は無効とする。

- (1) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 1つの応募者が複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 同一事項につき、2通り以上の提案がなされた場合
- (6) グループの構成員のいずれかが、他のグループの構成員として重複参加した場合
- (7) その他、募集要項に違反すると認められた場合

IV 事業者の選定

1 事業者の選定方法

公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により受託事業者を選定することとし、提案された企画提案書について審査委員会で、P12「函館競輪開催業務等包括委託事業者選考評価基準表」に基づき、総合的に評価し最優秀者を受託候補事業者に決定する。また、審査結果は、企画提案者すべてに通知し、原則として電話による問い合わせには応じない。

2 契約の締結

委託契約締結にあたっては、選定された企画提案内容をもとに、受託候補事業者と契約内容について協議・調整を行ったうえで、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。なお、受託候補事業者との協議が整わなかった場合は、評価結果の次順位以降の企画提案事業者と順次協議を行い、合意した者と契約を締結するものとする。

審査方法および評価基準について

1 審査方法

(1) 審査委員会

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、5名で構成された函館競輪開催業務等包括委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を実施する。

別添「函館競輪開催業務等包括委託事業者審査委員会設置要綱」参照

(2) 審査の方法

参加資格要件を満たす者が提出する企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを行ってもらい、審査委員会はその内容についてヒアリング審査を実施し企画提案書およびヒアリング結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

(3) ヒアリング審査

(ア) 企画提案の内容について、対面によりプレゼンテーションおよび質疑応答を行うものとする。

(イ) 実施時期は、令和7年10月上旬を予定しており、審査日時等は別途通知する。

(ウ) ヒアリング審査に当たっては次のとおりとする。

a 企画提案者1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション45分以内、質疑応答15分程度の計60分程度とする。

b 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真等を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

c 出席者は、プレゼンテーション等の補助者を含めて3名以内とする。

欠席した場合は、企画提案書の審査、評価および選定から除外する。

(4) 評価方法

委員は審査項目ごとに次の区分に応じた評価を行う。

優秀である：A（配点×1.0），満足できる：B（配点×0.8），

平均的：C（配点×0.6），物足りない：D（配点×0.4），

不十分：E（配点×0.2），提案無・評価不能：F（配点×0.0）

評価点の合計が最も高く、得点率が70%以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、「II. 事業計画・提案内容 3. 競輪事業の振興策」の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

2 評価基準

評価項目	評価観点	配点
I. 業務運営体制		25
1. 組織体制・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に適した効率的かつ安定的な組織体制が構築されているか。 ・各部門の役割分担および連携体制が明確であるか。 ・関係団体等と適切な連携が図られているか。 ・包括委託業務の実施状況について、市と協議するシステムを用意しているか。 ・再委託を行う場合、地元企業を活用しつつ適切な管理体制が確保されているか。 	10
2. 実施体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑かつ確実に実施するための人員体制が確保されているか。(人員数、資格、経験等) ・雇用の安定と雇用環境の向上が図られているか。 ・地元雇用に積極的に取り組んでいるか。 ・管理責任者、各担当者の役割および管理監督体制は明確であるか。 	10
3. 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時やトラブル発生時の対応体制が整備されているか。 ・情報セキュリティに関する方針、体制、規程等が整備され、遵守されているか。 ・個人情報および機密情報の適切な管理体制が構築されているか。 ・情報システムに関するセキュリティ対策が適切に講じられているか。 	5
II. 事業計画・提案内容		55
1. 基本方針・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的および趣旨を十分に理解し、適切な基本方針・理念が示されているか。 ・施行者の意向や地域特性、競輪業界の動向を敏感に捉え柔軟に対応する姿勢や工夫が提案内容に示されているか。 	10
2. 事業計画の妥当性 および実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に基づく具体的な事業内容、実施方法が明確に示されているか。 ・自社の技術や強みを活かした効果的な持込運営機材の導入が提案されているか。 ・信頼性が高くファンの利便性やサービス向上に配慮した持込運営機材が提案されているか。 ・計画内容が合理的かつ実現可能であり、費用対効果が高いか。 ・リスク分析および対応策が適切に検討されているか。 	20
3. 競輪事業の振興策	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪の売上向上、集客促進、イメージアップ等に資する具体的な提案がされているか。 ・新たな企画やイベントの提案、広報戦略等が効果的であるか。 ・函館競輪場の魅力度向上やお客様の利便性・満足度を高める提案となっているか。 ・特別競輪等の誘致、選手発掘・育成など競輪の振興を目指した提案となっているか。 ・地域貢献や地域活性化に繋がる提案が含まれているか。 	20
4. 安全対策 および公正性確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の安全確保、不正防止等に関する具体的な対策が提案されているか。 ・関係法令等について十分理解し遵守するための体制が整備されているか。 ・公正かつ安全な競輪運営を行うための体制が構築されているか。 	5
III. 実績・経験		10
1. 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似の事業における実績、経験、ノウハウを有しているか。 ・過去の事業実績において、具体的な成果や成功事例があるか。 	5
2. 経営状況・財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の経営状況が安定しており、本業務を安定的に実施できる財務基盤を有しているか。 ・過去の財務諸表等に基づき、健全な財務状況であるか。 	5
IV. 価格提案		10
1. 提案価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格が、事業内容および規模に対して妥当であるか。 ・費用の内訳が明確であり、透明性が確保されているか。 ・効果的な事業計画により市の収益が確保される提案となっているか。 ・将来的な運用コストやメンテナンスコストについて十分に考慮されているか。 	10
合計		100

函館競輪開催業務等包括委託業務

プロポーザル参加申請書

令和 年 月 日

函館市長 大泉 潤 様

函館競輪開催業務等包括委託業務に関するプロポーザルへの参加を申請します。

郵便番号 住所または所在地	
商号または名称	
代表者氏名	印

<連絡先>

担当者所属・氏名

連絡先電話番号

F A X 番号

Eメール

誓 約 書

私は、函館競輪開催業務等包括委託業務プロポーザルの申請にあたり、下記のいずれの項目にも該当することを誓います。

記

- (1) 自転車競技法施行規則第3条第2項各号に該当しない団体であること。
- (2) 函館市市税(同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所または事業所を有するものにあつては、主たる事務所また事業所の所在地の市町村税)、法人税(法人以外の場合は申告所得税)、消費税および地方消費税を滞納していない団体であること。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定に基づく更生手続または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続をしていない団体であること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員(暴力団の構成員を含む。)の統制の下にない団体であること。

令和 年 月 日

法人等の名称

代表者職氏名

印

事業者情報カード

令和 年 月 日

郵便番号 住所または所在地	
商号または名称	
代表者氏名	
営業内容	
資本金	
函館競輪開催業務 等包括委託に類似 した業務の実績 (直近3つを記載)	
函館競輪場に最も 近い支店・営業所	
会社設立年	

グループ応募構成届出書

令和 年 月 日

函館市長 大泉 潤 様

グループ名

代表団体 所在地

団体名

代表者名

印

函館競輪開催業務等包括委託業務プロポーザルに参加するため、次の団体のグループを構成し、函館市との間における下記の事項に関する権限を代表団体(者)に委任して申請します。

業務を受託した場合は、各構成団体は函館競輪開催業務等包括委託業務の遂行およびこれに伴うグループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの 名 称		
グループの 所 在 地		
グループの 代表団体 (受任者)	所 在 地 団 体 名 代表者名	
グループの 構成団体 (委任者)	所 在 地 団 体 名 代表者名	
グループの 構成団体 (委任者)	所 在 地 団 体 名 代表者名	
委任事項	1 経費の請求受領に関する一切の権限 2 契約の締結および履行に関する一切の権限 3 その他、上記に付随する一切の権限	

※記入欄が不足する場合は、欄を追加してください。

グループにおいて、担当する業務分担等各構成団体の役割や責任体制について、簡潔に記入してください。(A 4 版 1 枚)

函館競輪開催業務等包括委託業務に係るグループ協定書

(目的)

第1条 当グループは「函館競輪開催業務等包括委託業務」(以下「委託業務」という。)に関する業務およびそれに付帯する業務について、共同連携して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当グループは、_____と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当グループは、事務所を_____に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当グループは、令和____年____月____日に成立し、委託業務契約の完了後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を請け負うことができなかったときは、当グループは前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所および名称)

第5条 当グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____
商号または名称 _____

所在地 _____
商号または名称 _____

所在地 _____
商号または名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当グループは、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当グループの代表者は、委託業務の履行に関し、当グループを代表して、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに自己の名義をもって請負代金（部分払金含む）の請求、受領および当グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(委託業務の分担)

第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

	業務	
	業務	

(運営委員会)

第9条 当グループは、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織および編成、委託業務の履行に関する基本的事項、資金管理方法、その他グループ運営に関する事項について協議のうえ決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当グループの取引金融機関は、銀行 支店とし、グループの名義を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その委託業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分配)

第13条 委託業務の履行に際し発生した共通の経費等については、分担業務の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者および第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当グループの責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、当グループが委託業務を完了するまでは脱退することができない。ただし、発注者および構成員全員の承認があったときはこの限りでない。
- 2 前項ただし書きの規定により、業務途中において構成員に脱退した者がある場合においては、残存構成員が委託業務を履行する。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(解散後の構成員の責任)

第18条 委託業務に関して、当グループが函館市に対して負う損害賠償責任については、当グループが解散した後においても、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ と _____ は、前記のとおりグループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、1通を函館市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

委 任 状

令和7年 月 日

函館市長 大泉 潤 様

所 在 地

委任者 商号又は名称

代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、函館競輪開催業務等包括委託業務に係る公募型プロポーザルに係る参加申込および企画提案に関する権限、また、受託候補者となった場合は、見積および契約の締結等に関する権限を委任します。

所 在 地

受任者 商号又は名称

代表者職氏名

質 問 書

令和 年 月 日

函館市長 大泉 潤 様

団体等名

担当者名

連絡先：TEL

：FAX

：Eメール

函館競輪開催業務等包括委託業務の企画提案にあたり、次の点について質問します。

商号または名称 所在地	
質問者（担当者） 所属・氏名	
質問者連絡先	電話番号 E-mail
質問事項	
内容	

函館競輪開催業務等包括委託業務

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日

函館市長 大泉 潤 様

函館競輪開催業務等包括委託業務に関するプロポーザルへの参加を辞退します。

郵便番号 住所または所在地	
商号または名称	
代表者氏名	印

<連絡先>

担当者所属・氏名

連絡先電話番号

F A X 番号

Eメール

委託業務仕様書

自転車競技法施行規則（平成14年9月13日経済産業省令第97号）第5条に定める施行者固有事務および同規則第4条に定める競技実施法人固有事務を除く競輪開催業務等全般を委託するものとし、その業務内容は下記のとおりとする。

なお、将来的に制度改正等により変更がある場合には、事前協議のうえ、柔軟に対応することを基本とするとともに、業務の実施において、業務の効率化または収益の向上等を図る目的で企画する業務は、随時、受託事業者と協議し、その認める範囲および法令等に違反しない範囲で業務を変更することができるものとする。

1 競輪開催日数

委託業務にあたっての基本的な市営競輪開催日数は、年間58日とし、内訳の下記のとおりとする。

・ G III	1 節	4 日
・ F I（ナイター）	6 節	1 8 日
・ F II（ナイター）	5 節	1 5 日
・ F II（ミッドナイト）	7 節	2 1 日

なお、令和8年7月頃から令和9年7月頃（令和7年7月現在の予定）にかけて、施設改修を予定しており、その間の開催は他の競輪場を借り上げて借上開催を行う予定となっている。

借り上げにかかる経費については、契約後に借り上げ先を含めた3者で協議し受託事業者が負担するものとする。

2 発売レース数

委託業務にあたっての基本的発売レース数は下記のとおりとする。

・ G III	1 2 レース／日
・ F I（ナイター）	1 2 レース／日
・ F II（ナイター）	1 1 レース／日
・ F II（ミッドナイト）	7 レースもしくは9 R／日

3 委託業務内容

競輪開催中は、函館市自転車競走条例施行規則（昭和38年4月1日規則第2号）第7条で定める開催執務委員のうち、総務委員、投票委員および場内取締委員としてそれぞれの業務を担当するほか、次の業務を行う。

なお、業務内容の詳細は、参加申込時に配布する「業務内容説明書」に掲載するものとする。

(1) 投票関係業務

ア 集計センター業務

- (ア) トータリゼータシステム・映像音声システム保守点検・運用管理業務
- (イ) 発売・払戻・発走等開催進行管理業務，臨時場外車券売場・関係機関・他開催執務委員等との連絡調整業務，開催日報等関係帳票作成業務
- (ウ) 車両情報システム（V I S）売場賭式登録業務
- (エ) 業務進行表，開催案内，発売時刻表，分読表，チェックシート作成業務

イ 発売払戻所業務

- (ア) 発売・払戻関係機器保守点検・運用管理業務
- (イ) 発売・払戻関係業務
- (ウ) 非開催日払戻業務
- (エ) 開催準備資金・売上金等取扱業務
- (オ) 見本車券作成配布業務

(2) 場内関係業務

ア 入場管理業務

- (ア) 入場ゲートシステム保守点検・管理運用業務
- (イ) 入場（一般・特別観覧席）受付管理業務

イ 清掃湯茶サービス業務

- (ア) 場内，競走路，競輪場周辺等清掃業務（函館本場）
- (イ) 特別観覧席，ロイヤル席清掃湯茶サービス業務（函館本場）
- (ウ) 場内清掃湯茶サービス業務

ウ 場内便益施設関係業務

- (ア) 案内（インフォメーション），手荷物預かり（クローク）業務
- (イ) キッズルーム・公園広場管理業務

エ 警備業務

- (ア) 特別警備員・場内警備業務
- (イ) 普通警備員・場内警備業務

(3) ファンサービス関係業務

ア 来場者サービス業務

- (ア) 来場者用駐車場管理業務
- (イ) 競輪ファン送迎用無料バス運行業務
- (ウ) 出走表作成印刷業務
- (エ) ナビダイヤル，テレホンサービス業務

- (d) 選手横断幕管理掲示業務
- (e) 各種ファンサービス実施業務
- (f) 競輪カレンダー購入配布業務
- (g) 競輪ガイダンス運営業務

イ 電話投票会員等サービス業務

- (ア) 出走表プリントサービス業務
- (イ) 電話・インターネット投票利用者等，CS放送視聴者等各種キャンペーン実施業務

ウ 場内イベント業務

- (ア) 表彰式実施業務
- (イ) 競輪情報解説（予想トークショー）業務
- (ウ) 記念競輪等場内イベント業務
- (エ) 記念競輪等決勝戦等出場選手紹介等実施業務

エ 場内装飾業務

- (ア) 競輪場内装飾業務
- (イ) ナイター競輪場内電気看板装飾業務
- (ウ) 選手パネル作成業務

(4) 映像放送関係業務

ア 場内テレビ放映等業務

- (ア) レース実況アナウンス放送業務
- (イ) 開催用テレビ放映業務
- (ウ) 監視カメラ保守点検業務

イ 場外等映像配信業務

- (ア) 番組制作関係業務
- (イ) スピードチャンネル中継関係業務
- (ウ) インターネットライブ動画（KEIRIN.JP ストリーム）関係業務
- (エ) 映像集配信ネットワーク関係業務

(5) 賞典業務

ア 選手賞金等支払業務

- (ア) 選手賞金・予備選手手当等支払精算業務

(6) 選手管理棟関係業務

ア 選手宿舍宿泊等業務

- (ア) 参加選手宿舍・給食等管理業務

イ 選手管理棟医療業務

- (ア) 選手用医務室運営業務（常駐医師・看護師派遣業務）
- (イ) 選手用医務室医療品供給業務

(7) 広報宣伝関係業務

ア 各種宣伝広告業務

- (ア) 各種広告業務
- (イ) 新聞広告業務

イ 印刷物等作成配布業務

- (ア) 開催日程ポスター，開催日程カードの作成配布業務
- (イ) ポスターデザインおよび印刷配布業務
- (ウ) 競輪情報誌制作配布業務
- (エ) 全戸配布チラシ作成配布業務
- (オ) クオカード作成業務

ウ ネット宣伝広告業務

- (ア) 函館競輪ホームページ管理運用業務
- (イ) 各種情報媒体情報配信業務

エ 企業協賛関係業務

- (ア) 冠杯宣伝業務

(8) 開催総務関係業務

ア 開催業務

- (ア) 開催可否等連絡調整業務
- (イ) 電話交換等業務
- (ウ) プレス業務

イ 開催準備業務

- (ア) 開催業務用消耗品等調達業務
- (イ) ファンサービス用開催業務用物品等各種契約業務
- (ウ) 記念競輪等来賓招待者湯茶・弁当手配業務
- (エ) 記念競輪等プレス臨時電話回線等関係業務

ウ 従事員管理業務

- (ア) 採用登録業務
- (イ) 賃金関係業務
- (ウ) 共済費，源泉徴収票作成配布，被服貸与業務

(9) 施設管理関係業務

ア 設備保守管理業務

- (ア) 電気・空調・給排水等設備管理業務
(詳細は別紙「市営函館競輪場設備保守管理業務特記仕様書」参照)
- (イ) 各種設備保守点検管理業務
- (ウ) テレシアター等映像設備運用・保守業務
- (エ) 無停電電源装置保守点検業務
- (オ) 施設・設備等修繕業務

(ただし，修繕に係る金額は，年間予算を2千5百万円とし，過不足

があった場合の取扱いについては、双方協議のうえ決定する。)

イ 施設維持管理業務

- (ア) 競輪場宿日直業務
- (イ) 塵芥処理業務
- (ウ) 電信電話料等関係業務
- (エ) 光熱水費関係業務

(10) 施行者業務事務支援

ア 臨時場外関係業務

- (ア) 事務処理要領作成配布業務
- (イ) 照会回答，各種協定書・契約書，経費支出関係業務

イ 開催売上金等精算業務

- (ア) 開催中売上金，未払期間中資金精算業務（自場開催）

ウ 受託場外関係業務

- (ア) 照会回答，各種協定書・契約書，経費収入関係業務
- (イ) 開催中売上金，未払期間中資金精算業務（他場開催）
- (ウ) 受託日程編成関係業務

**エ 管理サテライト（サテライト札幌，サテライト男鹿，サテライト石狩）
関係業務**

- (ア) 照会回答，各種協定書・契約書，経費収入関係業務
- (イ) 開催中売上金，未払期間中資金精算業務

オ 施設貸付業務

- (ア) 競輪場施設貸付業務

カ 防災対策業務

- (ア) 消防計画作成，防火訓練関係業務

キ 各種契約業務

- (ア) レストラン・売店等契約関係業務
- (イ) 土地・建物等賃貸借契約関係業務

ク 開催業務補助

- (ア) 開催要綱作成業務
- (イ) 警備計画書，暴力団追放対策月報関係業務
- (ウ) 開催届出関係業務
- (エ) 拾得物関係業務
- (オ) 総合訓練関係業務
- (カ) 払戻済車券関係業務
- (キ) 選手・関係機関等記念品等購入業務
- (ク) 記念競輪等来賓招待者名簿作成，招待状発送業務

ケ 自転車競技振興業務

- (ア) 自転車競技振興に係るPR活動業務
- (イ) 選手の発掘・育成業務
- (ウ) 選手育成に係る練習用機材等の調達業務
- コ **特別競輪および業界推進開催等誘致業務**
 - (ア) 特別競輪等誘致に向けた企画立案業務
 - (イ) 申請書作成補助業務
- サ **その他業務補助**
 - (ア) 事務所所要経費関係業務
 - (イ) 警察・消防等関係機関連絡調整業務
 - (ウ) 競輪運営協議会関係業務
 - (エ) 予算決算関係業務
 - (オ) 伝票等書類関係業務
 - (カ) 競輪事業概要関係業務
 - (キ) 文書收受関係業務

4 委託業務に係る特記仕様書

本業務委託に係り、持込む運営機材は別添1「包括業務委託に係る持込み運営機材特記仕様書」による。

また、集中管理となっている函館競輪場の設備保守管理業務については、別添2「函館競輪場設備保守管理業務特記仕様書」による。

5 受託場外開催業務

受託場外開催においては、受託事業者と他競輪施行者との間に締結される契約に基づき、3の業務のうち必要となる業務を行うものとする。

6 関係規程の遵守について

包括業務を遂行するにあたっては、以下の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 自転車競技法(昭和23年法律第209号)
- (2) 自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)
- (3) 函館市自転車競走条例(昭和37年条例第20号)
- (4) 函館市自転車競走条例施行規則(昭和38年規則第2号)
- (5) 市営函館競輪の実施に関する事務の私人への委託に関する規則(平成16年規則第16号)
- (6) 函館市電子マネー決済投票実施規則(平成22年規則第37号)
- (7) 市営函館競輪場テレシアター等の貸付けに関する要綱
- (8) 函館市個人情報保護条例(平成2年条例第30号)
- (9) 函館市個人情報保護条例施行規則(平成2年規則第61号)
- (10) その他関係法令等

包括業務委託に係る持込み運営機材特記仕様書

本特記仕様書は、市営函館開催業務等包括委託に係る持込み運営機材の基準について、定めることを目的とする。

1 持込み運営機材

包括委託期間中においては、以下の機材を持込みし、包括業務を行うものとする。

導入機材	導入場所	備考
(1) 発売払戻機器	メインスタンド、プレスセンター	更新
(2) 映像音声システム	メインスタンド、プレスセンター、選手管理棟ほか	更新
(3) 無停電電源装置	メインスタンド	更新
(4) 監視カメラシステム	メインスタンド、プレスセンター、管理棟、選手管理棟ほか	更新
(5) 直流電源装置	メインスタンド、選手管理棟	更新
(6) 大型映像表示装置[屋外型]	競走路（バンク）周辺	新設
(7) ナイター照明（LED）	競走路（バンク）周辺	更新

2 共通事項

(1) 運営機材持込みの目的

① ファンの利便性の向上と売上拡大

快適な投票環境を提供することで、ファンの利便性や満足度を向上するとともに、各販売チャンネルにおける売上拡大を目指すものとする。

② 効率的かつ安定的な運用と経費の削減

信頼性のある高品質なシステムにより円滑かつ安定的な稼働を実現するとともに、システム運用の効率化や運用経費の削減を図るなど、ローコストオペレーションを目指すものとする。

(2) 持込み運営機材に要求する基本的要件

① 自転車競技法等関係法令に基づき、競輪事業が公正かつ安全に運用できること。

② 開催業務に係る各種処理が正確かつ迅速に行えること。

③ ファンの利便性やファンサービスの向上が図られるシステム・機器であること。

④ 函館競輪と他競輪場との併用発売など、多様な発売形態に柔軟に対応できるとともに、ファンニーズに応じシステム運用を自由に変更できる等、柔軟性のあるシステム・機器であること。

- ⑤ 将来の機能拡張が容易に行える拡張性のあるシステム・機器であること。
- ⑥ 過密な開催日程に耐えるものとし、万一のシステム障害時において迅速に対応でき、バックアップシステムを有する等、信頼性のあるシステム・機器であること。
- ⑦ 機密保持やデータ保全対策、不正アクセス対策を適切に講じる等、安全性のあるシステム・機器であること。
- ⑧ 効率的な人員配置で運用でき、また、各装置等の保守管理が容易であり、維持管理費が抑えられるシステムであること。

(3) 持込み運営機材の内容

持込み運営機材の内容とは、システム・機器を構成する全ての装置、ソフトウェアの設計、装置等の製造、配線、調整、試験運転、運用者の教育訓練等までとする。

(4) 一般的事項

- ① システム・機器は、信頼性の高い厳選されたものを使用すること。
- ② システム・機器の設置にあたっては、耐震、落下防止に十分配慮すること。
- ③ システム・機器の設置に際し、既存構造物を汚染または損傷を与えたときは、受託者の責任において全て復旧すること。
- ④ 既存システムの撤去・処分および持込み運営機材設置終了後の不要材料、器具等の撤去・処分は、全て受託者の責任において行うこと。また、処分するものは、関係法令に従い、適切に処理し、当該費用は、全て受託者が負担すること。
- ⑤ 本仕様に基づき製作・設置する装置等およびソフトウェアに係る特許、実用新案ならびに意匠法上の権利、技術上の知識等については、第三者の権利を侵害することのないよう、全て受託者の責任において必要な措置を講ずること。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項で、技術上または当然必要と思われるものは、市の承諾を得て施行すること。
- ⑦ システム・機器に使用するコンピューターのオペレーションシステム、ソフトウェア、アプリケーションのアップデートおよびバージョンアップ等による障害が発生した場合、全て受託者の責任で行うこと。
- ⑧ セキュリティ管理が必要なものについては、セキュリティソフトの導入等、必要な対策を行うこと。また、有償バージョンアップ等についても、受託者が負担すること。

(5) 導入時期

各持込み機材において、導入スケジュールおよび時期は、現行システム・機器の状況を踏まえ、事前に市と協議し決定するものとする。

(6) 検査

- ① 持込み運営機材は，市の検査に合格したものでなければならない。
- ② 検査において，本仕様書に基づき，市と協議し決定したとおり完成していない場合は，直ちに改修し，再検査を受けるものとする。なお，この場合，改修等に要した費用は，受託者の負担とする。
- ③ 市が必要と認めた場合，中間検査を行うことができるものとする。

(7) 導入時提出書類

- ① 機材仕様書，工事完成図
- ② その他市が必要とする資料

(8) その他

この仕様書にない事項または疑義を生じた事項については，その都度，協議するものとする。

3 各機材個別事項

(1) 発売払戻機器 [更新]

① 機器の現状

現行機器は、競輪業界で導入した競輪開催システムである2022VIS（以下「2022VIS」という。）に接続される現金対応型の投票端末（自動発売払戻機、有人発売払戻機）で、令和3年度に現包括受託者が持込み導入したものである。

② 運用管理の現状

現包括受託者が、機器持込みで運用業務を行っており、設置台数および設置場所は、別紙1のとおりとなっている。

③ 持込み運営機材の基本要件

2022VISと接続し、車券発売払戻業務が円滑かつ安全に行える機器とする。また、システム一式は、2（2）「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要件を充たすとともに、最新技術に着目し、将来性の高い技術を採用するものとする。

また、委託期間中に紙幣・硬貨の変更等があった場合は、受託事業者の負担により新貨幣を使用できるよう対応するものとする。

なお、本機器は新品または同等の性能・品質を有する既存品の導入も可とする。ただし、十分な動作確認がなされていることを前提とし、故障や保守点検の際に不具合を発見した場合は速やかに施行者に報告し新たな機器に入れ替えることとする。

ア 自動発払機、有人発払機等

(ア) 共通機能

- 2022VIS投票系インターフェースに対応していること。また、令和10年度稼働予定の新たな2028VISにも対応可能なこと。
- 4場併用発売および前日、前々日発売に対応すること。
- 投票方式の追加をソフトウェアの改修により対応可能とすること。
- 現金管理機能（納金伝票の出力等）を有すること。
- 新機能等の提供時にオンラインでダウンロード、もしくは外部記憶媒体の接続により容易にソフトウェアがアップグレードできる機能を有すること。
- 機器の処理内容・エラー発生状況に関するログを保持すること。

(イ) 発売機能

- マークカードを読み取り、車券が発券できること。また、投票方式として、「通常」「流し」「ボックス」「フォーメーション」に対応可能なこと。

- 的中投票券の的中金額で新規投票券の発売が可能であること。
- ファン向け表示ができ、ファン操作における誤動作や次操作に関して、音声・画面などでのガイダンス機能を有すること。
- ファンが従業員を呼び出す機能やファンが操作を途中で中止・精算する機能を有すること。
- 車券に2022VISにより付与される共通券面IDが印字できること。
- 車券に選手名、レース名が印字でき、また、印字の有無を設定等により変更できる機能を有すること。
- 車券や現金の取り忘れを防止するための音声通知機能を有すること。
- 車券の補充は、機器を停止することなく行えること。

(ウ) 払戻機能

- 車券の的中・不的中を判定し、払戻金を支払うことができること。
- 車券の一括挿入機能を有すること。
- 偽造券や二重払いを判別し、通知機能を有すること。
- 払戻済み車券に対して、払戻済みであることを示す印字または物理的処理を行う機能を有すること。
- 紙幣および硬貨の補充は、機器を停止することなく行えること。

イ オッズプリンター

- 2022VISと接続し、全賭式オッズ、レース結果がレース毎に印刷できること。
- 用紙詰まり等、障害が起こりにくい構造であること。
- 用紙切れ、その他障害の監視ができる制御機能を有すること。

(2) 映像・音声システム [更新]

① 機器の現状

現行の映像音声システムは、競輪場内、臨時場外、CS放送、インターネット放送等にレース実況映像やオッズ、レース結果などの映像音声を一元的に配信する競輪開催における基幹システムで、平成28年度に導入され、令和3年度に現包括受託者がシステムの一部を改修したものである。システムは、市所有の機器と現包括受託者の機器が混在している。

② 運用管理の現状

現状、上記システムを使用し現包括委託事業者が業務運用している。なお、現状運用の詳細は、以下のとおりである。

ア テレビ室関係機器

実況レース放映業務や中継番組制作に関わるシステム・機器で、現包括委受託者が業務運用している。なお、業務内容の概要は、別紙2のとおりである。

イ 場内配信機器

臨時場外向け映像（ブロンズ）、CS放送、インターネット配信等および函館競輪場内に映像音声を集配信する機器システムで、システム系統図は、別紙3のとおりである。

ウ 場内表示関係機器

函館競輪場内における場内モニター一式で、設置台数および設置場所は、別紙4のとおりである。

③ 持込み運営機材の基本要件

実況レース放映業務や中継番組制作業務を実施できるとともに、臨時場外向け映像（ブロンズ）、CS放送、インターネット配信等および函館競輪場内において、映像音声の集配信業務を実施できるシステムとする。システム一式は、2（2）「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要件を充たすとともに、最新技術に着目し、将来性の高い技術を採用するものとする。なお、システム構成は、既存システムおよび別紙5システム概念図を参考とし、円滑かつ安全に業務が行える最適な機器構成とすること。

本機器の導入は必ず新品を導入すること。

ア テレビ室関係機器

- 別紙6「映像音声システム実施業務内容」を円滑かつ安全に行える機器・システムとすること。
- 導入するカメラについては、概ね実況レースカメラ、ハイスピードカメラ、スタジオカメラ、検車場カメラ（選手入場時映像）、バンク内カメラ（発走時映像）、インタビューカメラ、イベントカメラとし、用途に応じ、画質、操作性に配慮した中、最適なものを選定すること。なお、ファンサービスの向上に資するカメラの導入提案は、これを妨げない。
- カメラ映像等の伝送方式は、円滑かつ安全に業務遂行ができる最適なものを採用すること。
- レコーダー・編集機等は、各カメラからの映像を録画編集でき、レースのスロー再生時等に明瞭な映像が配信できること。また、記録媒体等、外部メディアに出力可能であること。
- スイッチャーは、入出力に必要な系統数を用意し、また、放送を演出するためのエフェクト機能を備えていること。
- CGテロップは、カメラ等からの映像と合成して出力が可能であること。ま

た、放送を演出するためのエフェクト機能を備えていること。

- 音響機器は、入出力に必要な系統数を用意し、必要な場所へ出力できること。
- 特別競輪、記念競輪等開催時には、同一のシステムを拡張し、地上波、BS中継を行うこともあるため、放送局の基準にあった放送品質の信号を送出でき、各種メディアによる納品が可能な機器構成とすること。
- 審判系映像に対応可能なシステムとすること。
- その他関係業務に必要な付帯機器を備えること。

イ 場内配信機器

- 別紙6「映像音声システム実施業務内容」を円滑かつ安全に行える機器・システムとすること。
- 映像設備は、全てデジタルHDに対応した機器・システムで構成すること。
- 映像作成装置および自動音声装置は、2022VIS情報提供システムから必要情報を受信し、情報映像および音声を作成できるものとし、必要な場所へ配信すること。なお、作成映像音声は、概ね別紙7のとおりとする。
- 映像音声制御装置は、投票系システムと連動し、レース進行に応じた映像音声が必要な場所に自動で配信できるものとする。なお、入力情報および出力先は、概ね別紙5システム概念図を参照すること。
- 障害時のテロップや各種お知らせなどを作成する装置を有すること。
- 場内モニターへの映像音声配信は、RF変調器により必要に応じ配信内容の変更やチャンネル変更に対応できるものとする。
- 特別競輪、記念競輪等開催時には、選手紹介や表彰式、イベント等開催されることから、これらの映像・音声を制御できること。
- 音量調整機能（時間帯、イベント等に応じて調整可能であること）を有すること。
- その他関係業務に必要な付帯機器を備えること。

ウ 場内表示関係機器

(ア) メインスタンド場内モニター

- 設置方法は、場内環境への適合やファンの利便性に配慮した設置方法とすること。
- 設置台数やサイズは、既存の設置台数やサイズを参考とし、情報提供の向上が図られるよう最適な台数・サイズとすること。
- 共聴設備に変更が必要なものは、全て変更すること。

(イ) メインスタンド特別観覧席机上モニター

- 設置方法は、基本、現行の机上据置型とするが、他の方法で効果的な設置方法があると判断される場合は、その方法とすること。

- 共聴設備に変更が必要なものは、全て変更すること。

(ウ) 大型映像装置（テレシアター）

- 映像制御装置から送出した映像を放映できるようにすること。
- 一般市民に貸し出ししていることから、別に利用者が使いやすいインターフェースを備えること。

(エ) 事務所モニター

- 設置台数やサイズは、既存の設置台数やサイズを参考とし、業務に支障のないよう最適な台数・サイズとすること。
- 共聴設備に変更が必要なものは、全て変更すること。

(オ) 選手管理棟モニター

- 設置台数やサイズは、既存の設置台数やサイズを参考とし、業務に支障のないよう最適な台数・サイズとすること。
- 共聴設備に変更が必要なものは、全て変更すること。

(3) 無停電電源装置 [更新]

① 機器の現状

現行の無停電電源装置は、JKA2022VISや映像・音声システムなどの安定的な運用を図るため、平成28年度に導入されたものである。導入より10年が経過し、装置の劣化が進んでいる。

② 運用の現状

現状、平成28年度に導入した装置を使用し、現包括受託者が業務運営している。なお、現状仕様および設置場所は、別紙8のとおりである。

③ 持込み機材の基本要件

競輪開催業務基幹システムが安定的に稼働できるよう種々の電源障害に対応できる無停電電源装置とする。また、2(2)「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要件を満たすとともに、最新技術に着目し、将来性の高い技術のものを採用するものとする。

本機器の導入は必ず新品を導入すること。

- 無停電電源装置と連動するシステムは、概ね下記のとおりとする。
[車両情報システム、発売払戻端末、実況放送設備、競技・審判設備等]
- 出力容量および蓄電池保持時間は、上記連動システムおよび既存自家発電機の稼働までに要する時間等を考慮し、最適なものとすること。

(4) 監視カメラシステム [更新]

① 機器の現状

監視カメラシステムは、場内の秩序維持や防犯のため、場内の状況を一元的に監視するシステムとして、平成28年度に導入されているが、導入より10年を経過し、機器の劣化が進んでいる。

② 運用の現状

現状、当市が平成28年度に導入したシステムを現包括委託事業者が運営管理している。なお、現状運用の詳細は、以下のとおりである。

ア 開催本部・警備本部・集計センター・管理棟2階事務所関係機器

警備業務を実施するための監視カメラのモニター・コントローラー、録画機器等関係機器で、システム系統図は、別紙9のとおりである。

イ 監視カメラ

場内における監視カメラ一式で、設置台数および設置場所は、別紙10のとおりである。

③ 持込み運営機材の基本要件

函館競輪場内における警備業務を適切に実施できるシステムとする。システム一式は、2(2)「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要求を充たすとともに、最新技術に着目し、将来性の高い技術を採用するものとする。なお、システム構成は、既存システムおよび別紙11システム概念図を参考とし、円滑かつ安全に業務が行える最適な機器構成とするものとする。

本機器の導入は必ず新品を導入すること。

ア 開催本部・警備本部・集計センター等関係機器

- 監視映像の保持期間は720時間とし、これに対応できる装置を備えること。
- 監視カメラについては、開催本部・警備本部・集計センター・管理棟2階事務所からリモートコントロールできること。
- 録画データの外部出力および再生が可能なこと。

イ 監視カメラ

- 施設環境に調和するデザインのものとする。
- カメラ形態は、設置場所に応じた適切なものを選定するものとする。
- 設置台数やサイズは、既存の設置台数やサイズを参考とし、警備業務の低下にならない適切な台数・サイズとすること。

(5) 直流電源装置 [更新]

① 機器の現状

直流電源装置は、メインスタンドおよび選手管理棟における電気通信・機器、非常用設備など自家発電機の始動までの電源を供給する装置で平成14年度（函館競輪場改築時）に導入されたものであり、メインスタンドにおいては令和元年10月に、選手管理棟においては令和3年1月に蓄電池および整流器の改修を行っており、改修後の蓄電池の期待寿命はいずれも13～15年となっている。

② 運用の現状

現状、平成14年度に導入した装置を使用し、現包括受託者が維持管理している。なお、現状仕様および設置場所は、別紙12のとおりである。

③ 持込み運営機材の基本要件

メインスタンド、選手管理棟における種々の電源障害に対応できるバックアップ電源装置とする。また、2（2）「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要件を充たすとともに、最新技術に着目し、将来性の高い技術のものを採用するものとする。

本機器の導入は必ず新品を導入すること。

- 直流電源装置と連動する設備は、非常用照明、通信設備等とする。
- 出力容量および蓄電池保持時間は、上記連動設備および既存自家発電機の稼働までに要する時間等を考慮し、最適なものとする。
- 当該装置の耐震計算書を提出すること。

(6) 大型映像表示装置[屋外型LED大型ディスプレイ] [新設]

① 導入機器

競輪場内において、より快適で魅力的な観戦環境を提供するためバンク周辺の最適な場所に、新たに大型映像表示装置[屋外型LED大型ディスプレイ]（以下「大型映像装置」という。）を設置する。

② 持込み運営機材の基本要件

TV室、集計センター内既存システムと接続し高品質なレース映像やオッズ、レース結果など各種映像をファンに情報提供できるLED方式の大型映像装置（制御装置、空調設備等の付帯設備を含む。）とし、視認性、耐久性、経済性に優れたシステムとする。システム一式は、2（2）「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要件を充たすとともに、最新技術に着目し、将来性の高い技術を採用するも

のとする。

本機器の導入は必ず新品を導入すること。

ア サイズ

- メインスタンドからの視認性を考慮し、表示画面は400インチ以上とすること。

イ 技術要件

- 高輝度・高解像度のLEDビジョンを採用し、昼夜を問わず鮮明な映像を提供すること。
- 解像度は幅1344×高720ピクセル以上とすること。
- 輝度は10,000cd/m²以上とすること。また、周囲の明るさに応じた輝度調整機能を搭載すること。
- 視野角は水平160°，垂直80°以上を確保すること。
- 防塵・防水性能は前面IP67，後面IP65以上を確保すること。

ウ 設置場所

- 設置場所はバンク周辺において、メインスタンドからの視認性を最大限に確保できる位置とすること。
- 安全性を考慮し観客や競走に支障がない位置とすること。

エ 構造

- 基礎工事は安全性，耐久性，環境への配慮を考慮した施工を行い，耐震性，耐風性を考慮した堅牢な構造とすること
- メンテナンス時のアクセス性を確保した設計であること。

オ 機能要件

- TV室，審判室，集計センター内の既存システムをと接続し各種情報表示機能を有すること。
- レース映像，リプレイ映像，選手情報，オッズ情報，残時間情報，払戻金情報，審議VTR，判定写真等をリアルタイムに表示すること。また，欠車，レース中止，開催中止などトラブル時の対応も可能であること。
- テロップ表示機能（文字サイズ，フォント，色等のカスタマイズが可能であること）を有すること。
- 緊急時（天候不良，事故等）の緊急告知表示機能を有すること。
- 遠隔操作，ネットワーク経由での制御が可能であること。
- 大型映像と連動した音声出力機能（実況，解説，BGM，インタビュー等）を有すること。

カ その他

- 消費電力の少ないLEDを採用し，環境負荷を低減すること。

- 落雷対策，塩害対策，過電流対策等の安全対策を講じること。

(7) ナイター照明(LED) [更新]

① 機器の現状

競輪開催における競走路照明で，平成3年に設置し，平成14年に改修したものであるが，機器の配線等劣化が進んでおり，また現行の照明設備が生産中止となるため，将来的に交換が不可能となることから早期の改修が必要である。

② 運用の現状

現状，平成3年に導入した装置を使用し，現包括受託事業者が維持管理している。

なお，現状仕様および設置場所は，別紙13のとおりである。

③ 持込み運営機材の基本要件

既設の照明塔を利用することとし，経済産業省の定めるナイター競輪開催対応施設整備指針（平成25年4月1日）に準拠・適合し，2（2）「持込み運営機材に要求する基本的要件」および下記要件を充たすとともに，最新技術に着目し，将来性の高い技術を採用するものとする。

本機器の導入は必ず新品を導入すること。

ア 基本仕様

- 使用機器は，耐久性，メンテナンス性，防水性，耐塩害性，耐風性に優れた仕様とすること。
- 高効率の機材を使用し，現在の投光器の台数の縮減，出来る限り軽量で受圧面積の少ない照明器具を採用することで照明塔の重量負荷を軽減し，また工事期間の短縮を図ること
- 既存の投光器の更新のほか，フルカラーLED投光器を設置し，LEDの特性を活かした多様な演出性のある計画とすること。なお，多様なイベントの実施に配慮して，DMX規格などの持ち込み機器に対応可能な照明機器とすること。
- 競輪場周辺への光漏れに配慮した設計とすること。
- 影が発生しにくい配置とすること。
- 照明により飛来する昆虫等に対する有効な防虫対策をすること。

イ 照度等

- 競走路内の光環境は，ナイター競輪開催対応施設整備指針に基づき，競走路の平均水平面照度は1，200ルクス以上（計算高さは床面），平均鉛直面は800ルクス以上（計算高さは床面から1.5メートル，計算間隔は5メートル×2m），決勝線上全域の平均水平面照度は3，000ルクス以上（計算面高さは床面）の照度を確保することとし，均斉度に配慮すること。

- ・ 競走選手のユニフォーム，選手番号を正確に識別でき，映像配信に適した平均演色評価指数とすること。
- ・ 競走選手へのグレア対策としてGRL50以下（上限値）とすること。
- ・ 光束維持率は40，000時間使用后85%以上を維持するものであること。
- ・ 平均演色評価は80以上，相関色温度は5000K以上とすること。
- ・ 電力事故等により給電が一部断たれた場合でも，競走路全域においては平均水平面照度を50%以上確保すること。また，決勝線上は80%以上確保すること。

ウ その他

- ・ 本競輪場で行われるイベント等に対応できる拡張性のある照明設計とすること。また，運営者が容易に操作できる照明制御システムを採用すること。
- ・ 落雷対策，過電流対策等の安全対策を講じること。
- ・ 受託者は，竣工前に各照度およびGRを測定し，本市が要求する値を満足していることを確認し測定結果を提出すること。

4 包括期間終了後の持込み運営機材の取扱い

今回、持込む下記の運営機材については、今回包括期間終了後、市に帰属するものとする。

- (1) 映像音声システム
- (2) 無停電電源装置
- (3) 監視カメラシステム
- (4) 直流電源装置
- (5) 大型映像表示装置[屋外型LED大型ディスプレイ]
- (6) ナイター照明 (LED)

函館競輪場設備保守管理業務特記仕様書

1 業務の実施

函館競輪場に設置されている電気設備，空気調和設備，給排水衛生設備，その他設備は集中管理方式となっており，このため各機器の安全かつ効率的な運転操作およびそれに必要な保守点検を行い，快適な環境をつくとともに，各機器の機能を十分発揮するよう故障の予防に努め，万一異常を予測した場合は，適正な処置をとること。

また，設備の耐久化を図るとともに，省エネルギー化に努めるものとする。

2 建物および設備機器の概要

別表のとおり

3 一般事項

- (1) この仕様書は，設備保守管理業務の大要を示すものであり，明記していない業務でも他の関連性から判断して，市が必要と認めた業務は協議のうえ，実施するものとする。
- (2) 受託者は，設備保守管理業務に従事する従事者にあつては経験豊かで有能な技術者を選び，経歴書を事前に提出し，市の承認を受けなければならない。なお，従事者の変更および交替があつた場合も同様とする。
- (3) 受託者は，業務を総括するための従事者の中から責任者を選任し，設備保守管理業務の総括および指揮・監督その他一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務従事者は業務従事員証を常に着用するものとする。
- (5) 中央監視室，熱源機械室等の内部には関係者以外は絶対に入室させないこと。ただし，市が承認した場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は，この設備保守管理業務に関連して，場内の設備機器，備品その他に破損および異常箇所を発見したときは，市と協議のうえ必要に応じ修理を行う。

4 保安業務

- (1) 中央監視盤の監視および制御を行うこと。
- (2) 従事者は平常から現場の状況を十分把握し，業務遂行にあたっては各種設備の経済的運用ならびに事故の未然防止に努めること。万一事故が発生した場合は，敏速適正な処置をとること。
- (3) 場内の火災および設備管理物件に事故が発生した場合，または発生する恐れがある場合は，直ちに現場に赴き緊急適切な処置をとるとともに，速やかに市担当者に連絡すること。また，停電の場合には速やかに次の処置をとること。

ア 自家用発電機の運転等緊急適切な処置

イ エレベーターおよびエスカレーター利用者と連絡を取り，その安全を図る。
ウ その他関係設備機器に被害を及ぼさないよう，十分な注意をもって適切な措置をとる。

- (4) 感電事故，短絡事故等重大な事故が発生していると考えられる場合の遮断機の開閉の操作は，特に敏速かつ適切な処置をとること。
- (5) 台風，地震その他の気象変化の場合で，災害の恐れが考えられるときは，巡回監視を厳重に行い，設備保全に努めること。

5 管理業務

- (1) デマンド監視，熱源監視等を行い，運転時間の最適化，電力使用の合理化など省エネルギー化を図るための方策を調査研究し，設備が最も有効に稼動するよう常に心がけること。
- (2) 毎月の「設備保守管理業務実施計画書」を前月の25日までに提出し，市の承認を受けること。また，施設を変更する場合の諸資料の作成，期間統計表の作成ならびに別途契約する工事および修理に要する各種点検結果等の資料の作成を行うものとする。
- (3) 監督官庁の検査には，責任者が立会いすること。
- (4) 業務報告および関係書類の整備と保管

業務に関する事項および毎日の業務状況について，所定事項を日誌および記録書に整理し，原則として翌週に市担当者の承認を得たうえで厳重に保管するとともに，必要な事項については書類をもって市に提出しなければならない。

① 記録および保管する書類

- ア 設備運転日誌
- イ 蓄電池点検記録
- ウ 非常用発電機運転日誌
- エ 受変電日誌
- オ ポンプ・モーター点検記録
- カ 空調機点検記録
- キ 分電盤，操作盤点検記録
- ク 設備機器台帳
- ケ 年間作業実施計画
- コ 取引メーター検針簿および検針記録
- サ 残留塩素・空気環境測定記録
- シ 出勤簿
- ス 各種機器試験表および取扱説明書
- セ 測定器，工具，備品の台帳
- ソ その他管理上必要な書類

6 運転保守業務

運転中は常時監視盤を監視し、負荷の変動をよく認識し、負荷容量に応じて設置された機器のコントロールを行い、消費電力および燃料の節減に努めること。保守については、機器の機能を常時良好に保持し、常時使用に支障をきたさぬよう、手入れや予防保全作業を定期的あるいはその作業の発生の都度行うものとする。また、運転業務は、運転状況の監視および点検調整、運転記録の作成等を行うものとする。

なお、防災動力、非常用照明等防災設備の運転監視は、特に厳重に行うこと。

(1) 一般事項

- ① 圧力、温度のレベル等を認識し、それらを定格に保持し、変動に注意して完全な保守を行う。
- ② 電圧、電流その他設置された計器等を認識し、それらが定格にて運転されているか監視すること。
- ③ 各自動機器の安全装置の機能を認識し、必要と認める装置は点検試験を毎日行い、異常の発見を速やかにすること。
- ④ ベルト張り・交換、グリス補充、パッキン交換・漏水処理、給油、塗装（補修程度）、清掃等の保守作業は定期的あるいはその作業の発生の都度実施すること。
- ⑤ 電気室・機械室・設備機器等の清掃、点検、調整は定期的あるいはその作業の発生の都度実施すること。
- ⑥ 各自動制御機器の作業値の変更は、市と受託者の協議によって行うこと。
- ⑦ その他、市が指示する事項は、敏速に処理すること。

(2) 業務内容

- ① 法令に基づく保守点検整備
 - ア 昇降機設備保守業務 建築基準法
 - イ 高圧受変電設備保守業務（精密点検） 函館市自家用工作物保安規定
 - ウ 自家用発電機設備保守業務 函館市自家用工作物保安規定
 - エ 消防法
 - オ 非常用発電機設備保守業務 函館市自家用工作物保安規定
 - カ 消防法
 - キ 蓄電池設備保守業務 函館市自家用工作物保安規定
 - ク ボイラー及び付属機器設備保守業務 ボイラー及び圧力容器安全規定
 - ケ 受水槽清掃点検業務 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - コ 消防用設備保守点検業務 建築基準法、消防法
 - サ 防災対象物点検業務 消防法
- ② 定期保守点検業務
 - ア 自動ドア設備保守業務
 - イ 中央監視制御装置保守業務
 - ウ 空気調和機設備保守業務

- エ 空気調和機自動制御装置保守業務
 - オ エンドレスカメラタワー点検整備業務
 - カ 吸収式冷温水発生機設備保守業務
 - キ 遠赤外線ヒーター保守点検業務
 - ク パッケージエアコン保守点検業務
 - ケ 循環濾過装置保守点検業務
 - コ ガスヒートポンプ保守点検業務
- ③ 電気設備関係
- ア 設備運転日報，受変電日誌等の記録の整理
 - イ 受電盤および配電盤諸計器の監視
 - ウ 電気室および電気諸設備の巡回点検
 - エ 力率およびデマンド監視
 - オ 自家用非常用発電機の定期的試運転および点検手入れ
 - カ 電灯分電盤および動力制御盤等ならびに各種リレー類の点検手入れ
 - キ 低圧配線付属機器の点検手入れ
 - ク 照明設備機器の保守および各種電球の取り替え
 - ケ 回転機器の給油状態および自動運転装置の点検・整備・清掃
 - コ 各種警報装置の点検および動作試験
 - サ 受変電設備の点検手入れ・清掃
 - シ 避雷針の点検および測定
 - ス 昇降機設備，自動扉設備の巡視点検
 - セ 通信・信号設備の巡視点検
 - ソ ナイター照明・電源設備保守・管理
 - タ その他電気設備の運転および点検・整備
- ④ 空気調和設備関係
- ア 冷暖房期間中の作業
 - a 冷暖房機器の運転監視および記録の整理
 - b 冷暖房機器および補機類の点検および調整
 - c 自動制御機器の点検・調整およびその他冷暖房機器運転に必要な機器の点検，手入れ
 - d 冷暖房の切替え時期については市と協議のうえ決定する。
 - イ 年間の日常作業
 - a 空気調和機の運転記録
 - b ファン回転部の点検
 - c 吹出口および吸入口の点検
 - d 吸気および換気ファンの運転ならびに点検記録
 - e 外気および主要な部屋の温度，湿度の計測・記録ならびにダクトダンパーの点検・調整

- f 空調関係機器の外部油拭き，手入れ，清掃
- g 各種ポンプのグランドパッキンの取替えおよび点検・調整
- h その他空調関係設備の運転および点検

⑤ 給排水衛生設備関係

- ア 揚水ポンプおよび各種雑排水ポンプの点検
- イ 消火ポンプの外観点検
- ウ 各種ポンプのグランドパッキンの取替えおよび点検・調整
- エ 受水槽の点検
- オ 受水槽室の清掃整備
- カ 便所の電磁弁調整および配管の水漏れ修理
- キ その他給排水衛生設備の運転および点検整備

⑥ 環境衛生業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき，環境測定等を行う
内容は下記のとおりとし，業務終了後直ちに報告書を提出すること。

- ア 浮遊粉じん量の測定
- イ 一酸化炭素含有率の測定
- ウ 炭酸ガス含有率の測定
- エ 温度の測定
- オ 相対湿度の測定
- カ 気流の測定
- キ 給水設備の水質の測定

測定にあたっては，全館を通じて14ポイントを測定し，2か月に1回午前，
午後の2回にわけて測定するものとする。

⑦ その他保守点検業務

7 その他の業務

- (1) 業務発生の都度，市が指示する事項
 - ア 建具・備品等の調整・軽微な修繕
 - イ 電気配線の改造・変更等軽微な電気工事
 - ウ その他委託の範囲内で市が特に指示する業務

8 従事者の資格等

- (2) 必要資格
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ 電気主任技術者（第3種以上，実務経験10年以上）
 - ウ 電気工事士（第1種，消防設備士甲種第4類または消防設備点検資格者第2種，
実務経験5年以上）

- エ 空調衛生設備主任技術者（危険物取扱者乙種第4類，ボイラー技士2級以上，実務経験5年以上）
- オ 給排水衛生設備担当者（消防設備士甲種1類または消防設備点検資格者第1種，ボイラー技士2級以上，実務経験5年以上）
- カ その他各種点検業務に従事するために必要な資格
上記資格は重複して所有することを妨げない。

9 勤務時間および従事者配置

人員は法令基準等に適合するよう配置すること。休暇等により従事者を欠く場合は、臨時の応援等により補充するものとする。

別表

函館競輪場建物設備概要

A 建物概要

ア メインスタンド

1	所在地	函館市金堀町10番8号
2	敷地面積	52,660.70 m ²
3	床面積	1階 2,771.64 m ² 2階 2,557.42 m ² 中3階 610.36 m ² 3階 1,639.44 m ² 4階 1,052.55 m ² 5階 195.84 m ² 合計 8,827.25 m ²
4	構造・規模	鉄骨造5階建
5	基礎	鉄筋コンクリート造杭打地業
6	外壁	レンガ積みおよびガルバリウム鋼板貼
7	屋根	ステンレス鋼板葺およびアスファルト防水
8	主要室	1階 コミュニティロビー, 集計センター, 中央監視室, 電気室, 熱源機械室, ポンプ室 2階 一般観覧席, テレシアター 中3階 空調機械室 3階 特別観覧席 4階 主審判室, 開催事務室, ロイヤル席 5階 写真判定室, 実況放送室

イ プレスセンター

1	所在地	函館市金堀町10番10号
2	敷地面積	52,660.70 m ²
3	床面積	1階 249.35 m ² 2階 350.72 m ² 合計 600.07 m ²
4	構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建
5	基礎	鉄筋コンクリート造杭打地業
6	外壁	コンクリート化粧打放しフッソ樹脂塗装
7	屋根	アスファルト防水
8	主要室	1階 報道関係諸室 2階 記者席

ウ 選手管理棟

1 所在地	函館市金堀町10番10号
2 敷地面積	52,660.70m ²
3 床面積	1階 1,186.82m ² 2階 1,208.96m ² 3階 1,165.73m ² 4階 1,141.53m ² 合計 4,703.04m ²
4 構造・規模	鉄筋コンクリート造4階建
5 基礎	鉄筋コンクリート造杭打地業
6 外壁	コンクリート化粧打放しフッソ樹脂塗装
7 屋根	アスファルト防水
8 主要室	1階 検車場, トレーニング室, 電気室, 熱源機械室, ポンプ室 2階 選手控室, 浴室 3階 食堂, 宿泊室 4階 宿泊室

B 設備概要

1 電気設備

(1) 受変電設備

3相3線 6,600V 50Hz 1回線受電

受変電設備容量 3,130KVA

単相変圧器 200KVA 3台 100KVA 3台

3相変圧器 300KVA 4台 200KVA 4台

100KVA 1台

スコット変圧器 100KVA 1台 30KVA 1台

(2) 発電機設備

非常用発電機 3相3線 6,600V 50Hz 500KVA
ディーゼル機関 1台 A重油

常用発電機 3相3線 210V 50Hz 195KVA
(レンタル) 2台 軽油

(3) 蓄電池設備

鉛蓄電池 200AH 54セル 1台

鉛蓄電池 100AH 54セル 1台

(4) 幹線設備

高圧幹線	3相3線	EM-C E-Tケーブル
動力幹線	3相3線	EM-C E-Tケーブル
電灯幹線	単相3線	EM-C E-Tケーブル

(5) 照明設備

照度の基準	500Lx程度 (ナイター設備1000Lx程度)		
照明塔	4機	メタルハイドランプ	30灯 1,000W (30KW)

(6) コンセント設備

OAフロアー	ハーネスジョイント, テーブルタップコンセント		
壁付コンセント	アルミプレート	2P15A	2口 アース付

(7) 通信・信号設備

ア 電気時計設備

親時計	水晶発振式	6回路	1台
	〃	2回路	1台
子時計	58ヶ所		

イ 放送設備

業務用	電力増幅器	定格出力	1,080W
-----	-------	------	--------

ウ インターホン設備

設備保守用	相互式	10台
宿泊室連絡用		53台

エ テレビ共聴設備

アンテナ	VHF	12素子	2基
	UHF	20素子	2基
	BS	600Φ	2基
増幅器	7台		
受口	82ヶ所		

オ 身障者呼出設備

呼出表示盤	6窓	3ヶ所
確認灯付押しボタン	6ヶ所	
復旧押しボタン	6ヶ所	
確認灯	6ヶ所	

(8) 防災設備

ア 自動火災報知設備

受信機	GR型受信機	1016アドレス	自立型	1面
	〃	508アドレス	自立型	1面
表示盤	副受信機	4面		
ガス漏れ報知器	都市ガス用	13個		
感知器等		1式		

イ 非常用放送設備

電力増幅器	定格出力	1,080W	1面
〃	〃	240W	1面

ウ 非常用照明設備 1式

エ 誘導灯設備 1式

(9) 電話設備

電話方式	デジタル構内電話交換機	
電話機	多機能電話機	11台
	アナログ電話機	135台
	デジタルシステムコードレス電話機	31台
	ファクシミリ	2台
	磁石電話機	62台

(10) その他

ア 街灯設備 1式

2 空気調和設備

(1) 冷熱源設備

吸収発生機	冷却能力	609KW	2基
		211KW	1基
冷却塔	呼称冷却能力	1,150KW	2基
		390KW	1基

(2) 温熱源設備

温水ボイラー	290KW	1基
--------	-------	----

(3) ポンプ配管設備

冷却水ポンプ	3台
冷温水ポンプ	6台
温水ポンプ	3台

(4) 空気調和機設備		
空気調和機 (ユニット型)		3 台
空気調和機 (横型)		2 台
還気機		1 台
全熱交換器 (ユニット型)		3 台
ファンコイルユニット		2 4 5 台
ヒートポンプパッケージ		4 台
パネルヒーター (温水)		1 8 台
(5) 換気設備		
空調換気扇		1 0 8 台
送風機		1 6 台
排風機		3 7 台
天井扇		3 5 台
有圧扇		5 台
(6) 排煙設備		
排煙機		2 台
(7) 自動制御設備		
中央監視装置他		1 式

3 給排水衛生設備

(1) 給水設備		
受水槽	容量 3 8 m ³	1 基
	容量 1 3 m ³	1 基
加圧給水ポンプユニット		2 組
(2) 給湯設備		
貯湯槽	容量 2 m ³	1 基
給湯循環ポンプ		1 台
電気貯湯式湯沸器		1 0 台
ガス貯湯式湯沸器		1 台
(3) ガス設備		
都市ガス供給設備		1 式
(4) 衛生器具設備		
衛生機器		1 式

(5) 消化設備	
屋内消火栓用消化ポンプユニット	2台
屋内消火栓	21台
スプリンクラーポンプユニット	1台
窒素ガス消化設備	1式
連結散水設備	1式
(6) 厨房機器設備	
厨房機器 (規模500食程度)	1式

4 昇降機設備

(1) エレベーター	3台
(2) エスカレーター	1台